

定款認証の負担軽減のためのデジタル活用に向けた実務検討会

報告書（たたき台）

第 1 はじめに

1 これまでの経緯

- (1) 定款とは、会社の商号、事業目的、出資関係、機関設計等について定める会社の根本規範であり、会社法上、株式会社の設立に際し、設立時の定款について公証人の認証を受けることが必要とされており（会社法第 30 条第 1 項）、その具体的な手続は、公証人法で規定されている。

近時、政府全体で社会変革を進める上でスタートアップの活用を進めようとする中で、この定款認証について、現在の制度・運用が、限りある時間・労力の中で創業準備を行う起業家にとって、円滑・迅速な起業の負担となっているのではないか、スタートアップ支援・創業環境の改善のため、更なる負担軽減や抜本的見直しを図るべきではないかといった指摘があり、政府内の複数の会議体においても、その見直しに関する言及等がされるようになった。

- (2) 法務省においては、前記(1)のような状況を受け、株式会社等の法人設立に必要とされる定款認証の改善に向けて、その制度趣旨を踏まえ、デジタル技術等を用いた起業家の負担を軽減する方策等を検討するとともに、定款認証制度の必要性・見直しについて検討するため、法務大臣の指示により、経済界、消費者団体、研究者、専門資格者といった各界の有識者により構成される「起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する検討会」（以下「有識者検討会」という。）を開催し、令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月までの間に、合計 7 回の会議を重ねて、定款認証の機能・意義や現状・課題に関する認識を踏まえ、

起業家の負担軽減に向けた運用上・制度上の改善策や、定款認証制度の必要性・抜本的見直し等について検討を行い、議論の取りまとめを公表した。

- (3) また、規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）においては、「法務省は、スタートアップの法人設立時における起業家の負担を軽減する観点から、所定のフォームに一定の必要事項（商号・事業目的・発行可能株式数等）を発起人等が入力又は選択することで定款の必須記載事項等を満たした定型的な株式会社の定款案〔中略〕を簡易・確実・迅速に作成することが可能なシステムないしアプリケーション〔中略〕を構築する。その際、スタートアップのニーズを踏まえた組織形態に十分対応できるものを念頭に置いた上で、モデル定款の検討を行う」、「法務省は、〔中略〕マイナンバーカードの公的個人認証の活用を基本として、デジタル技術を用いた手法で、定款認証における発起人の本人確認及び真意の確認を行うことにより、公証人による面前確認について、違法・不当な目的による会社設立であることが疑われる等の事情がない場合には、原則として省略することを可能とする方向で具体的方策等を検討し、令和6年度中に結論を得た上で、必要に応じて令和7年度中を目標に公証人法の改正法案を提出するなど所要の措置を講ずる」などとされている。

2 本検討会の開催趣旨及び検討経緯等

- (1) 本検討会は、前記1のこれまでの経緯を前提とした上で、デジタル技術を活用して定款認証の負担軽減に向けた実務的な検討を行うことを目的として、一般社団法人金融財政事情研究会に設置されたものである。
- (2) 本検討会は、別紙2記載のとおり、会社法学・デジタル技術の各分野の研究者、スタートアップ団体、民間事業者、リーガルテック、定款認証実務に携わる専門資格者（弁護士・司法書士・行政書士）、公証人、法務省担当官により構成され、別紙3記載のとおり、令和6年7月12日から令和7年1月31日【P】までの間に合計7回の会議を重ねて、モデル定款の導入に関する検討事項、面前確認の見直しに関する検討事項、各種システムのデジタル連携等に関する検

討事項を中心として、各種課題を広く取り上げて検討を行った。なお、本検討会の検討の過程では、各委員による意見交換に加えて、経済界、消費者団体、スタートアップ団体からのヒアリングも実施された。

- (3) この報告書は、本検討会における検討の結果を取りまとめたものであり、主として、モデル定款の導入等に関する検討（後記第2）と、面前確認の見直し等に関する検討（後記第3）から構成されている。

第2 モデル定款の導入等に関する検討

（前注）この報告書では、「所定のフォームに従って一定の必要事項（商号・事業目的・発行可能株式数等）について入力又は選択をすることで定款案が簡易・確実・迅速に作成されるシステム等（システムないしアプリケーション）」を用いて作成された定款案を「モデル定款」と呼称することとしている。

1 モデル定款の対象となる会社の範囲

- ①発起人が自然人、②設立形態が発起設立、③組織形態が取締役会非設置会社、④株式発行形態は普通株式のみの⑤非公開会社に限定して、モデル定款を作成するシステム等を構築するものとする。

（補足説明）

1 本検討会における議論の内容

- (1) 本検討会では、当初から、モデル定款の対象となる会社の範囲に関して、設立時のスタートアップの実情を踏まえると、あまり対象を広くせず、まずは小規模かつ簡易な組織形態に対象を絞って迅速に検討を進めることが望ましいという総論的な方向性については、これに賛同する意見が多くあった一方で、各論的にみると、本文③の組織形態について、取締役会設置会社を対象とする必要性に関して、意見が分かれていた。
- (2) その後、OSS分析（法務省において、令和6年4月に法人設立ワンストップサービス（以下「法人設立OSS」という。）で定款認証の囑託がされた全ての定

款（２９１件）の内容を分析したもの。以下同じ。）の結果や、民間事業者による実情が紹介され、スタートアップにとっての必要性という観点からみると、取締役会設置会社を対象とするニーズが大きくはないことが概ね共通認識とされつつも、適法性を確保した定款のモデルを作るという理念的な観点からすると、なお取締役会設置会社を対象とする意義は否定されないという意見も複数あった。もっとも、このような意見においても、まずは取締役会非設置会社に限定して当面の検討を進めることについては強く反対するものではないという補足がされたほか、現時点で必要性の乏しい取締役会設置会社を対象に含めて検討をするとは相当でないという慎重な意見も多数あった。

そして、本検討会における議論の結果、取締役会非設置会社に限定して迅速に検討を進めることについて、委員の間でコンセンサスが得られた。

なお、本検討会において実施したヒアリングにおいても、本文のモデル定款の対象となる会社の範囲について、賛意を示す意見があった。

2 本文の趣旨

本文は、前記１の本検討会におけるコンセンサスを踏まえ、①発起人が自然人、②設立形態が発起設立、③組織形態が取締役会非設置会社、④株式発行形態は普通株式のみの⑤非公開会社に限定して、モデル定款を作成するシステム等を構築することを提案するものである。

2 モデル定款の具体的な内容（商号・事業目的を除く。）

モデル定款を作成するシステム等を利用した場合に出力される定款案の具体的な内容について、別紙１の「モデル定款イメージ」のとおりとする。

（補足説明）

1 本検討会における議論の内容

（１）本検討会では、当初は、モデル定款の具体的な内容について、通常の方法で定款案を作成することも選択可能であれば、モデル定款についてはできるだけ選択

肢が少ない方が望ましいという意見があった一方で、利用者サイドからすると、ある程度は選択式として自由度を高める方が望ましいという意見もあり、意見が分かれていた。

- (2) その後、O S S 分析の結果が紹介され、これによると、大多数の定款に記載されている項目について強い類似性を見出すことができたことから、モデル定款を作成するシステム等を利用した場合に出力される定款案の具体的な内容についての検討のたたき台として、具体的に個々の規定を記載した上で、議論が行われた。

その議論においては、多くの意見の大まかな方向性は概ね一致しており、モデル定款を作成するシステム等を利用した場合に出力される定款案の具体的内容について、①項目としては別紙1の「モデル定款イメージ」の内容で足りること、②各項目について、適法・有限な範囲で選択することができるものについては、できる限り選択肢を確保する一方で、商号・事業目的以外の自由記載は認めないこと、③選択式となる項目については、一般的に広く用いられているものを初期設定として一旦定めておくことにより、ユーザーにとっての選択時の参考として利便性を確保する（もっとも、適法な選択肢が確保されていれば、いずれを初期設定とするかも含めて民間事業者の創意工夫が期待されるという意見も多く、別紙1の初期設定は、飽くまで国がシステム上で提供する際の初期設定となるにとどまるものと考えられる。）、といった大まかな方向性については、委員の間でコンセンサスが得られた。

なお、本検討会において実施したヒアリングにおいても、本文のモデル定款の具体的な内容について、特段の過不足はないとして、賛意を示す意見があった。

2 本文の趣旨

- (1) 本文は、前記1の本検討会におけるコンセンサスを踏まえ、モデル定款を作成するシステム等を利用した場合に出力される定款案の具体的な内容について、別紙1の「モデル定款イメージ」のとおりとすることを提案するものである（なお、

本文に記載されている内容が初期設定であり、その他の選択肢があるものについては、【】を用いてその旨を併記している。).

- (2) なお、別紙1の「モデル定款イメージ」の内容については、本検討会の中間案（令和6年10月4日取りまとめ）の取りまとめ以降に寄せられた意見があり、この点の検討については、検討会資料6-2の「1」を参照されたい。

3 モデル定款における商号・事業目的の取扱い及びモデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果

モデル定款においては商号・事業目的をいずれも自由記載とした上で、公証人が適法性を担保する審査を行い、モデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果としては、特に迅速・優先的に審査を行うこととし、認証手続に要する時間を大幅に短縮するとともに、設立登記までに要する時間も併せて短縮するものとする。

（注1）本文のほか、後記第3の3のとおり、面前確認手続を省略することができる可能性があることも、モデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果の一つとなる。

（注2）モデル定款における事業目的は自由記載とするが、その構築に要するコスト等も踏まえた上で、一定の範囲で事業目的を選択肢から選ぶ方式も併用するものとする。

（補足説明）

1 本検討会における議論の内容

- (1) 本検討会では、この論点に関して、当初から、モデル定款における商号が自由記載となることは前提とした上で、①モデル定款における事業目的に自由記載を認めるか、②モデル定款における商号・事業目的を自由記載とした場合に、その適法性を確保するためのデジタル技術の活用方法をどのように考えるか、③モデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果をどのように考えるかといった点について、意見が大きく分かれていた。

- (2) その後、商業登記における商号・事業目的についての適法性の判定基準が紹介され、これを踏まえて更に議論がされたが、①モデル定款における事業目的に自由記載を認めるかについては、スタートアップの場合には、既存の事業目的では書き切れない内容が当然に想定されるため、これを認めるべきであるという意見が多くあった一方で、事業目的を自由記載とすると目検での確認が必要となる可能性が高いので、選択肢から選ぶ方式にとどめることが望ましいという意見も複数あり、意見が分かれた。また、②モデル定款における商号・事業目的を自由記載とした場合に、その適法性を確保するためのデジタル技術の活用方法をどのように考えるかについては、生成A Iを用いた大規模言語モデル（LLM）による自由記載のチェック方法についての紹介がされ、これを肯定的に評価する意見があった一方で、現状ではハルシネーション（学習したデータからは正当化できない回答をA Iが生成する現象）といった技術上の問題などがあることから、これを否定的に評価する意見もあり、意見が分かれた。さらに、③モデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果をどのように考えるかについても、商号・事業目的を自由記載とした場合であってもデジタル技術を活用して適法性を確保することは可能であり、適法性の観点からの公証人の審査を省略するという効果を与えることができるという意見や、事業目的を自由記載とした場合には適法性を確保することは困難なため、商号のみを自由記載とすることにより公証人の審査を省略するという効果を与えることができるという意見、商号・事業目的のいずれについても、自由記載とする場合に適法性を確保することは困難であり、公証人の審査は不可欠とした上で、モデル定款を利用した場合に設立登記までの時間や負担を大幅に短縮するなどのファストトラックの利用を認めることが相当であるという意見など、多岐にわたる意見が示された。
- (3) この論点については、商号・事業目的についての適法性の判定基準を可能な限りルール化した上で、デジタル技術を活用して適法性を確保することがどこまで可能であるかを検討する、自由記載が想定される商号・事業目的の取扱いとモデ

ル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果とを併せて検討するといった検討の視点が共有されつつ、更に検討が進められた。その結果、生成AIを用いた大規模言語モデル(LLM)については、現状ではチェックの精度が100%には至っておらず、誤った判断がされた場合の責任主体の問題を始めとして、複数の問題点があることが指摘されたことや、面前確認の見直しに関する後記第3の3のコンセンサスも踏まえると、当面は公証人によるチェックが行われることなどから、最終的には、商号・事業目的をいずれも自由記載とした上で、公証人が適法性を担保する審査を行い、モデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果としては、特に迅速・優先的に審査を行うこととし、認証手続に要する時間を大幅に短縮するとともに、設立登記までに要する時間も併せて短縮することが相当であることについて、委員の間でコンセンサスが得られた。

なお、本検討会において実施したヒアリングにおいても、商号・事業目的をいずれも自由記載とすることについて賛意を示す意見や、現時点のデジタル技術をもってしても公証人の人によるチェックを不要とする段階にまでは至っていないとして、本文の公証人が適法性を担保する審査を行うことについて賛意を示す意見があった一方で、公証人の審査ありきではなく、今後のデジタル技術の進展も踏まえた見直しを視野に入れていくべきであるという意見もあった。

2 本文及び注記の趣旨

- (1) 本文は、前記1の本検討会におけるコンセンサスを踏まえ、モデル定款においては商号・事業目的をいずれも自由記載とした上で、公証人が適法性を担保する審査を行い、モデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果としては、特に迅速・優先的に審査を行うこととし、認証手続に要する時間を大幅に短縮するとともに、設立登記までに要する時間も併せて短縮することを提案するものである。

具体的には、モデル定款を作成するシステム等を利用して定款案を作成した場合には、原則として、24時間以内に定款認証及び設立登記を完了させることが可能となるという方向性を目指していくことが望まれる。

- (2) 注1は、前記(1)の手続に要する時間の大幅な短縮のほか、後記第3の3のとおり、面前確認手続を省略することができる可能性があることも、モデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果の一つとなることを確認的に記載したものである。

また、注2は、本検討会において、事業目的を自由記載とする場合であっても、モデル定款を作成するシステム等の将来的な発展可能性や、初めて起業するユーザーの利便性といった観点からは、事業目的を選択肢から選ぶ方式も併用することが望ましいという意見が大勢を占めたことを受けて、モデル定款を作成するシステム等において、その構築に要するコスト等も踏まえた上で、事業目的を選択肢から選ぶ方式も併用する旨を記載したものである。

4 モデル定款を作成するシステム等の位置付け

モデル定款を作成するシステム等については、既存システム（登記・供託オンライン申請システムや法人設立OSS）を有効活用し、モデル定款の作成を既存システムの新たな機能として位置付けた上で、国がその基本的機能を開発することとし、そのAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）を提供して民間が広く活用することができるように構築するものとする。

（補足説明）

1 本検討会における議論の内容

- (1) 本検討会では、当初、ユーザーからみた定款認証・設立登記の手続（電子的な方法によるもの）の現状が分からず、モデル定款を作成するシステム等の位置付けを議論するに当たっては、この点についての共通認識を持つ必要があるという指摘があったことから、まずは、ユーザーからみた定款認証・設立登記の手続（電

子的な方法によるもの)の現状についての認識の共有が図られた(参考資料7参照)。

- (2) その後、前記(1)の共通認識を前提として議論が進められ、モデル定款を作成するシステム等については、既存システム(登記・供託オンライン申請システムや法人設立OSS)の新たな機能として位置付けた上で、国がその機能を開発することとし、そのAPIを提供して、民間事業者がUI・UXの自由競争を活発に行うことで、よりスタートアップが使いやすいシステムが生まれ、全体の利益にかなうと考えられることなどを理由として、この方向性が相当であることについて、委員の間でコンセンサスが得られた。

2 本文の趣旨

本文は、前記1の本検討会におけるコンセンサスを踏まえ、モデル定款を作成するシステム等については、既存システム(登記・供託オンライン申請システムや法人設立OSS)を有効活用し、モデル定款の作成を既存システムの新たな機能として位置付けた上で、国がその基本的機能を開発することとし、そのAPIを提供して民間が広く活用することができるように構築することを提案するものである。

第3 面前確認の見直し等に関する検討

(前注) 面前確認の見直しについては、現行の方法での面前確認手続を希望する者に対してはそれを認めることを前提とした上で、面前確認の省略を希望する者に対して新たな選択肢を設けるという観点から順次検討したものである。

1 デジタル技術を用いた発起人の本人確認

定款認証手続におけるデジタル技術を用いた発起人の本人確認については、マイナンバーカードの公的個人認証の活用を基本とするものとする。

(補足説明)

1 本検討会における議論の内容

- (1) 本検討会では、当初から、本人確認の方法として、マイナンバーカードの公的個人認証を活用することで足りるということについて、これに賛同する意見があった一方で、これに反対する意見は特段みられなかった。
- (2) その後も、実務的にも発起人本人によって囑託がされる場合には大多数がマイナンバーカードの公的個人認証を活用していることや、デジタル社会の趨勢にも合致していることなどから、定款認証手続におけるデジタル技術を用いた発起人の本人確認については、マイナンバーカードの公的個人認証の活用を基本とすることに賛同する意見が多数あった一方で、これに反対する意見は特段みられず、本検討会における議論の結果、この方向性が相当であることについて、委員の間でコンセンサスが得られた。

なお、本検討会において実施したヒアリングにおいても、本文の定款認証手続におけるデジタル技術を用いた発起人の本人確認については、マイナンバーカードの公的個人認証の活用を基本とすることについて、賛意を示す意見があった。

2 本文の趣旨

本文は、前記1の本検討会におけるコンセンサスを踏まえ、定款認証手続におけるデジタル技術を用いた発起人の本人確認については、マイナンバーカードの公的個人認証の活用を基本とすることを提案するものである。

2 発起人の真意（実質的設立意思）の内容

定款認証手続におけるデジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認に関して、確認されるべき発起人の真意（実質的設立意思）の内容について、少なくとも「定款に基づいてその会社を設立する意思があること」の確認は必要であるものとする。

（注1）「定款に基づいてその会社を設立する意思があること」の内容としては、定款の本質的な部分を理解していることが必要であるものとする。

(注2)「真に発起人となる意思があること」「名義貸し」でないこと)の確認の要否については、後記3のデジタル技術を用いた発起人の真意(実質的設立意思)の確認の在り方の項目において、発起人に過度な負担をかけることなくその確認をすることができる方策を採るものとする。

(補足説明)

1 本検討会における議論の内容

(1) 本検討会では、この論点に関して、当初から、確認されるべき発起人の真意(実質的設立意思)の内容を詰めた上で検討する必要があるという意見が複数あり、その上で、それを確認する必要があることを当然の前提とはせずに検討する必要があるという意見があった一方で、真実には事業を行う意思が全くないにもかかわらず株式会社の設立を認めることは明らかに不当であり、自然人と異なる新たな独立の効果帰属主体である法人格を作り出す場面における発起人の真意(実質的設立意思)の確認は、ある程度慎重にしていくことが必要かつ合理的であるという意見もあり、意見が大きく分かれていた。

(2) その後、この論点については、①発起人の真意(実質的設立意思)の確認が必要であるか、②発起人の真意(実質的設立意思)の確認が必要であるとして、確認されるべき発起人の真意(実質的設立意思)の内容はどのようなものか、という2つの論点に分けて議論が行われた。

①発起人の真意(実質的設立意思)の確認が必要であるかについては、発起人の真意(実質的設立意思)の内容を検討する必要があるとの留保を付する意見はあったものの、この意思を欠くとそもそも法人の設立行為として法的に有効にならないと考えられることや、新たな独立の法人格を生み出すという重要な場面であることなどから、必要とすることに賛同する意見が多数あった一方で、これに強く反対する意見は特段みられず、発起人の真意(実質的設立意思)の確認が必要であるということについては、委員の間でコンセンサスが得られた。

また、②発起人の真意（実質的設立意思）の内容がどのようなものかについては、「真に発起人となる意思があり、定款に基づいてその会社を設立し、定款に従って適法に事業を行う意思があること」というたたき台が示された上で、議論が行われた。この点について、少なくとも「定款に基づいてその会社を設立〔する〕意思があること」の確認が必要であるということに賛同する意見が多数あり、その確認が必要であることについて委員の間でコンセンサスが得られた一方で、「定款に従って適法に事業を行う意思があること」をも含めるかについては大きく意見が分かれ、容易にコンセンサスを得られるとは思われない状況となった。もともと、結論としての意見は大きく分かれたものの、適法に事業を行う意思がなくても設立を認めるということ自体は相当でないことから、デジタル技術を活用することで、発起人に過度な負担をかけることなく違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思のない設立（預金口座開設や事務所準備を始め、設立後の事業行為の予定や計画がおよそないもの）を抑止することができるのであれば、そのような方向性を否定する意見はなかった。そこで、本検討会では、大きく意見が分かれている中にあっても検討を前に進めるために、デジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方（後記3）と併せて、早期に実現可能な方策を検討するという方向性について、委員の間でコンセンサスが得られた。

2 本文及び注記の趣旨

- (1) 本文は、前記1の本検討会におけるコンセンサスのうち、発起人の真意（実質的設立意思）の確認が必要であり、少なくとも「定款に基づいてその会社を設立する意思があること」の確認が必要であるという点を踏まえ、定款認証手続きにおけるデジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認に関して、確認されるべき発起人の真意（実質的設立意思）の内容について、少なくとも「定款に基づいてその会社を設立する意思があること」の確認は必要であることを提案するものである。

(2) 注1は、本検討会において、「定款に基づいてその会社を設立する意思があること」の内容として、定款の本質的な部分を理解していることが必要であるという意見が大勢を占めたことを受けて、「定款に基づいてその会社を設立する意思があること」の内容として、定款の本質的な部分を理解していることが必要である旨を記載したものである。ただし、本検討会においても指摘があったように、定款の本質的な部分を理解していることの確認を含め、発起人の真意（実質的設立意思）の確認は、面前確認手続に先立つやり取りも含め、定款認証手続全体で行われることには留意が必要であるものと考えられる。

また、注2は、本検討会において、発起人の真意（実質的設立意思）の内容として、「真に発起人となる意思があること」（「名義貸し」でないこと）の確認の要否については意見が分かれたものの、これが問題となるのは、発起人とされている者自身に具体的な事業活動意思がないという意味において、具体的な事業活動意思のない設立の一類型といい得ることから、デジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方（後記3）の項目の中で検討されるものであることを記載している。

3 デジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方

デジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方について、モデル定款を作成するシステム等を利用して定款案を作成した場合に限ることを前提として、公証人が以下の【観点①】及び【観点②】から複合的に判断して、違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思のない設立であるリスクが低いと認められる場合には、面前確認手続を省略することができるものとする。

【観点①】発起人を始めとした定款に記載されている情報をデータベース化した上で、違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思のない設立であ

るリスクの認められる嘱託であるかについて、定款に記載された内容を審査することによって判定する。

【観点②】違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思がない設立であるリスクの認められる嘱託であるかを判別するための質問を数十問程度練り上げた上で、モデル定款を作成するシステム等の中で、そのうち5～6問程度をランダムに自由記載で問うこととし、その回答の内容を審査することによって判定する。

(補足説明)

1 本検討会における議論の内容

- (1) 本検討会では、この論点に関して、当初から、システムの対応によって不正な設立を抑止することを可能な限り目指していくことが望ましいという意見があった一方で、発起人の真意（実質的設立意思）の確認については、何らかの方法でインタラクティブなやり取りを行うことは可能であるとしても、厳密な確認はデジタル技術のみでは難しいという意見もあり、意見が分かれていたものの、面前確認に違法な設立に対する一定の抑止力があることを前提としつつ、現行のように全ての嘱託について一律に同様の面前確認を求めるのではなく、何らかの資料を見て疑わしい場合には面前確認を行う一方、問題ないと判断された場合には面前確認を経ずに認証に至ることも可能となるといったように、会社設立のスピード感と違法な設立の抑止力のバランスを取る折衷的な方向性も提示されていた。
- (2) その後、この論点については、面前確認の機能を分析的にみて、①申告性（発起人に情報提供を求めることができること）、②対面性（発起人の容ぼうを認識することができること）、③双方向性（発起人との間でインタラクティブなやり取りをすることができること）、④リアルタイム性（その場で回答を求め、その様子を観察することができること）の各要素を抽出して、議論が行われた。

もっとも、この論点については、発起人の真意（実質的設立意思）の内容として「定款に従って適法に事業を行う意思があること」を含めるかという見解の相違が最初の分岐点となり、仮に発起人の真意（実質的設立意思）の内容として「定款に従って適法に事業を行う意思があること」を含めるとすると、その確認のためには双方向性（上記の面前確認の要素のうちの③）が必要不可欠であるかという見解の相違が次の分岐点となり、仮に双方向性が必要不可欠ではないとすると、発起人を始めとする定款に記載された情報をデータベース化するなどして、インタラクティブなやり取りをすることなく、違法・不当な目的による設立であるリスクを判別する可能性もあるという帰結になるという関係にあるところ、それぞれの分岐点に関して、様々な観点から、極めて多岐にわたる意見が示され、容易にコンセンサスを得られるとは思われない状況となった。

そこで、前記2（発起人の真意（実質的設立意思）の内容）の補足説明でも記載したとおり、大きく意見が分かれている中にあっても検討を前に進めるために、モデル定款を作成するシステム等を利用して定款案を作成した場合に範囲を限定して、デジタル技術を活用することで、発起人に過度な負担をかけることなく違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思のない設立を抑止する方策を見出すという方向性が提案され、この方向性について、委員の間でコンセンサスが得られた。具体的には、公証人が、発起人を始めとした定款に記載されている情報をデータベース化した上で、違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思のない設立であるリスクの認められる嘱託であるかについて、定款に記載された内容を審査することによって判定する【観点①】と、違法・不当な目的による設立であるリスクの高い嘱託であるかを判別するための質問を数十問程度練り上げた上で、モデル定款を作成するシステム等の中で、そのうち5～6問程度をランダムに発起人に問うこととし、その回答の内容を審査することによって判定する【観点②】から複合的に判断して、違法・不当な目的による設立や具

体的な事業活動意思のない設立であるリスクが低いと認められる場合には、面前確認手続を省略することができるものとするというものである。

なお、具体的なリスク判定の要素としては、本検討会では、例えば、①発起人が短期間に複数の会社の設立に関与していること、②本店所在地に既に別の法人が登記されていること、③資本金の額が極めて少額であること、④多数の事業目的が掲げられているが相互に関連性が低いこと、⑤本店所在地と発起人の住所に大きな乖離があることなどが挙げられたが、そのほかにも、公表されない複数のリスク判定の要素がある。

このほか、本検討会において実施したヒアリングにおいても、現時点のデジタル技術をもってしても公証人の人によるチェックを不要とする段階にまでは至っていないとして、本文の公証人が違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思のない設立であるリスクの審査を行うことについて賛意を示す意見があった一方で、公証人ありきではなく、今後のデジタル技術の進展も踏まえた見直しを視野に入れていくべきであるという意見もあった。

2 本文の趣旨

- (1) 本文は、前記1の本検討会におけるコンセンサスを踏まえ、デジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方について、モデル定款を作成するシステム等を利用して定款案を作成した場合に限ることを前提として、公証人が【観点①】（定款に記載されている情報をデータベース化した上で、定款に記載された内容を審査することによる判定）及び【観点②】（リスク判定ための質問に対する回答の内容を審査することによる判定）から複合的に判断して、違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思のない設立であるリスクが低いと認められる場合には、面前確認手続を省略することができるものとすることを提案するものである。
- (2) なお、【観点①】及び【観点②】の更なる精緻化に関する検討については、検討会資料6－2の「3」を参照されたい。

4 面前確認手続における代理利用の在り方

面前確認手続における代理利用の在り方について、発起人の真意（実質的設立意思）の確認をする適格がない代理人による面前確認手続を許容しないものとする。

（補足説明）

1 本検討会における議論の内容

本検討会では、「例えば、専門資格者ではない代理人、発起人ではない代理人や法定代理人ではない代理人による面前確認手続を許容するか」という問題提起をしたところ、デジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方に関する検討と議論を連動させる必要があるという留保はあったものの、その上であれば、一定の場合に代理利用を制限する方向性に賛同する意見が複数あった一方で、これに反対する意見は特段みられず、議論の結果、委員の間でコンセンサスが得られた。

なお、本検討会において実施したヒアリングにおいても、今般の検討で起業家の負担が軽減される面があり、面前確認手続を行うのは本人を原則とすることについて賛意を示す意見があった。

2 本文の趣旨

本文は、前記1の本検討会におけるコンセンサスを踏まえ、面前確認手続における代理利用の在り方について、発起人の真意（実質的設立意思）の確認をする適格がない代理人による面前確認手続を許容しないものとすることを提案するものである。

第4 終わりに

冒頭に記載したとおり、この報告書は、本検討会における検討の結果を取りまとめたものであり、現時点における本検討会の議論の到達点を示すものである。

まずは、この報告書で示した方向に沿った実務的対応が、官民の連携により適切に進められることを期待したい。

また、本検討会においても繰り返し指摘されていたとおり、デジタル技術を活用して定款認証の負担軽減を図るための検討は、これで全て終わるというものではない。本検討会でもその利用の適否が検討された生成A Iを始めとして、デジタル技術の進展は、今後も継続していくことが見込まれる。また、モデル定款を作成するシステム等を構築し、それを運用してデータを蓄積していくことにより、公証人を始めとする専門家による審査のポイントが、ルール化・言語化されていく可能性も考えられる。

今後も、本検討会の名称でもある、定款認証の負担軽減のためのデジタル活用に向けた実務検討が継続され、引き続き定款認証の改善に向けて不断に検討されていくことを期待して、この報告書の結びとしたい。

(別紙1)

モデル定款イメージ

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、【自由記載】と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。【自由記載欄を確保】

1 . . .

2 . . .

3 . . .

. . .

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を【都道府県・市区町村を選択】に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。【官報・日刊新聞も選択できるものとする。】

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、【第35条の発起人が割当てを受ける株式数の総和以上で数値を自由入力】株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は、その株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。【代表取締役も選択できるものとする。】

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。【相続人等に対する売渡請求の規定を置かないこともできるものとする。】

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式の取得者が株主の氏名等の株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第10条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第11条 前二条の請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株主の氏名等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。

(招集通知)

第16条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、会日の2週間前までに発するものとする。【本文の通知は、3日～2週間の範囲で選択することができるものとする。】

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。【署名等を不要とすることもできるものとする。】

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の資格)

第22条 取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。【初期設定としては規定を置かないこととし、規定を置くこともできるものとする。】

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第24条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって解任する。

【初期設定としては規定を置くこととし、規定を置かないこともできるものとする。】

(取締役の任期)

第25条 取締役の任期は、選任後【1～10の範囲で選択】年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第26条 当会社に取り締役を複数置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長と定める。当会社に置く取締役が1名の場合には、当該取締役を代表取締役社長とする。

2 代表取締役は、当会社を代表する。

3 当会社の業務は、専ら代表取締役社長が執行する。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第27条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年【1～12から選択】月1日から【左記に対応して翌年1～11、又は同年12が自動入力】月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第29条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第30条 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第31条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金【第35条の各発起人が払い込む金銭の額の総和】円とする。

(成立後の資本金の額)

第32条 当会社の設立に際して出資される財産の全額を成立後の資本金の額とする。【当会社の設立に際して出資される財産の価額のうち、金【1以上かつ第31条の金額の2分の1以上で数値を自由入力】円を成立後の資本金の額とし、その余を資本準備金の額とすることも選択できるものとする。】

(最初の事業年度)

第33条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から〇〇年【第28条に対応して1～12が自動入力】月末日とする。

(設立時取締役等)

第34条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 【自由記載】

設立時取締役 【自由記載】

設立時代表取締役 【自由記載】

(発起人の氏名ほか)

第35条 発起人の氏名、住所、設立に際して割当てを受ける株式数及び株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

【住所自由記載】

発起人 【自由記載】 【1 以上で数値を自由入力】株、金【1 以上で数値を
自由入力】円

【住所自由記載】

発起人 【自由記載】 【1 以上で数値を自由入力】株、金【1 以上で数値を
自由入力】円

(法令の準拠)

第36条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

(別紙2)

定款認証の負担軽減に向けたデジタル活用に向けた実務検討会

委員名簿

座長	大坪和敏	弁護士（馬場・澤田法律事務所）
	奥村友宏	株式会社 LegalOn Technologies 執行役員
	木村康宏	フリー株式会社執行役員
	後藤元	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	齊木敏文	公証人（東京公証人会会長）
	重松学	株式会社リーガル専務取締役
	鈴木龍介	司法書士（司法書士法人鈴木事務所）
	砂川大	一般社団法人スタートアップ協会代表理事
	関谷一和	行政書士（行政書士事務所オフィスゆうわ）
	手塚悟	慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート特任教授
	西本俊之	東芝デジタルソリューションズ株式会社官公事業推進部部長
	堀天子	弁護士（森・濱田松本法律事務所）
	松井秀征	立教大学法学部教授
	山口敦史	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

(法務省)

藤田正人	法務省民事局総務課長
宇野直紀	法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長

(オブザーバー)

デジタル庁
経済産業省

(別紙3)

定款認証の負担軽減に向けたデジタル活用に向けた実務検討会
開催状況

第1回会議（令和6年7月12日）

- 総論的・全般的な意見交換

第2回会議（令和6年9月5日）

- モデル定款の導入等に関する各論的・集中的な意見交換

第3回会議（令和6年9月25日）

- 面前確認の見直し等に関する各論的・集中的な意見交換

第4回会議（令和6年10月4日）

- 中間案の取りまとめに向けた意見交換

第5回会議（令和6年11月22日）

- 中間案に対するヒアリング（経済界、消費者団体、スタートアップ団体）

第6回会議（令和6年12月10日）

- 報告書の取りまとめに向けた意見交換

第7回会議（令和7年1月31日）

- 報告書の取りまとめに向けた意見交換 【P】